



古川貞二郎

ふるかわ ていじろう
 1934年佐賀県生まれ。九州大学卒業。60年厚生省入省。93年厚生事務次官。95年内閣官房副長官、在任8年7カ月。2003年早稲田大学客員教授。現在、社会福祉法人母子愛育会理事長。

私が官房副長官に就任した当時の状況としては、前年一九九四年の八月三十一日に、「幅広い国民参加の道」を探るといふ村山総理大臣談話が出され、これを受けて自社との与党三党で戦後五〇年プロジェクトというものができておりました。そこで従軍慰安婦問題等小委員会が設置され、真剣な検討がおこなわれ、同年一月七日、私が就任する直前でございますが、第一次報告が出されております。政府はこれに基づいて具体化に着手するという状況の中で、私は就任したというふうには理解しております。

着任後すぐとりかかる最大の問題は、事業の実施スタイルをどうするのかということでした。プロジェクトの報告では、基金は「公益性の高い既存の組織に協力を求めるなど早急にその具体化をはかる」というふうに記載されております。当時それを受けて、政府としては日本赤十字社に対し事業の主体となってくれるように強く働きかけをしていました。なかなか了解が得られないという状況の中で、私が石原信雄官房副長官から引き継いだわけです。よく覚えておりますけれども、それまで大変ご苦労をなさっておられた石原さんから「古川くん、

よろしくたのむよ」と言われました。引継ぎ事項の中でもっとも重要なものの一つがこれでした。

私はさっそく当時の日本赤十字社総裁の山本正淑さんにお会いして、真剣に要請したわけでございます。その記憶が鮮明に残っております。日赤サイドの言い分は、こうでした。募金の窓口になるというふうなことにについては、できるだけ協力は惜しまない。しかしながら、事業主体になるということは、絶対に受けられない。日本赤十字社の活動は、全国各地域に支部があるが、いろいろ協力をして下さっている方々の反発が強い。もしも引き受けるということになれば、日本赤十字社の本来の事業にも大きな支障がでてくる。よくわかって欲しい。そういうことで大変深刻な状況でした。

私は、じっくり山本さんとお話し合いをし、向こうの状況もかなり分かってまいりましたので、私はもう一回法制面を含めてこの問題を見直そうと考えて、いろいろ検討したわけです。その結果、日本赤十字社を事業主体とすることは法的に無理であるということがわかったわけでございます。なぜかと申し上げますと、憲法の八九条には「公金その他の公の財産は公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対しこれを支出し、またはその利用に供してはならない」と規定があるのですが、日本赤十字社は公の支配に属しない団体ですので、日赤を通じてこの事業を実施することは法的には無理があるということが判明したわけです。

そこで、そういったことを、官房長官にも当時の村山総理にもご報告いたしました。結局、政府が基金を設立して、この事業を実施するという方向しかないということになり、その方向で検討に入ったのです。基金の設立に繋がるこの経緯につきましては、私が非常に強く記憶に残していることの一つでございます。

第二の問題は、償い金に国のお金を出せないかどうかという問題です。この点については、当時の五十嵐官房長官は私に再三にわたって、国の金を償い金に入れられないか、是非検討して欲しいと強く申されました。私はその時申し上げたのですが、私どもの今の作業というのは、与党三党合意で報告があったその線に基づいてやっているわけですので、国民参加でやるということで、償い金に国の金を出すというふうな方向になってないわけでございます。私どもは、その制約の中で作業しておりましたので、官房長官には、そういう経緯を申し上げまして、報告が行われる段階、与党の検討の段階でそのことを主張なさらなかったのですかと申し上げたことがございます。五十嵐官房長官はいろいろ主張したけれども、いれられなかったと言われました。この場で申し上げて

いいかどうか分かりませんが、旭川の方でございますので「負けただわ」というふうな言い方をされたことを記憶いたしております。

しかし私は官房長官のご熱意と、お気持ちというものはよく分かりますので、いろいろ知恵を出そうということで考え、検討いたしました。私は厚生省の出身です。厚生省においては、お金は出せないけれども、医療、福祉サービスというような、いわゆる現物給付ということをやることがよくあります。それで私は医療福祉事業という形で、政府の金でこういった方々にサービスをする、そういうことならば政府の資金を出すということは可能です、そういったことで医療福祉事業を実施したいというようなことを官房長官、総理にも申し上げました。官房長官に申し上げた時には、「それはいい考えですね」と大変喜ばれたという印象がございます。

ただ急な話でしたので、財政当局との折衝は大変困難を極めました。担当した事務方の諸君は本当に苦労いたしました。医療福祉事業が実現したのは、こういうふうなことです。村山総理、あるいは五十嵐官房長官のこういった問題に対するご熱意が、そういう知恵という形で実現したものではありませんかと思っているわけでございます。九五年度四月には九五年度予算から運営経費等といたしまして四億一千万円を支出することも決まったわけです。

こうしたことで、一九九五年の六月一四日、五十嵐官房長官が記者会見で、女性のためのアジア平和友好基金による償い金の支給や医療福祉サービスの提供を行うこととあわせて、女性の名誉と尊厳に関する事業を推進することを発表されました。一つの大きな節目というものがなったな、というふうな感慨がございます。こうして政府は関係者のご協力を得ながら、基金の発足に向けて全力で取り組んだわけでございます。

一九九五年の七月には、女性のための平和国民基金、この時は平和友好基金という名称で発足いたしました。そしてその年の一二月には、この基金が財団法人として許可されるわけでございます。私の長年の行政経験から申し上げても、財団設立としては異例のスピードであったと思います。また政府としては、「政府は基金の行う事業について必要な協力をを行う」との閣議了解をいたしております。

その他に若干のエピソードを申し上げますと、この基金の理事長の人選というのは大変重要な課題でした。これにつきましては、ある日私は五十嵐官房長官に呼ばれて官房長官室に参りますと、官房長官が満面の笑みで、「

古川さん、原先生が理事長をお引き受け下さいましたよ」とおっしゃいました。「良かったですね」と申し上げながら、本当に五十嵐官房長官のうれしそうなお顔を、私は今でも思い出します。それから募金については、一九九五年の一〇月には基金の募金額が一億円をこえ、また九六年四月には三億、六月には四億円を超えており、最終的には五億六五〇〇万円です。これには関係の方々のご苦勞、ご努力が大変なものであったと思います。

私自身の経験としても、ある経済団体の大幹部に、これは旧知の方でございましたが、「ご協力を要請いたしました、良い返事は得られませんでした。ただ後になってその方は、私と他の事で会うたびに、「古川さん、あの時は申し訳なかった」とおっしゃっておりますので、多分個人的にはいろんな思いがございました。なかなかこの事業に対する理解は得られず、本当に皆さん、ご苦勞されたものだなというふうに申し上げたいと思います。また閣議でも、官房長官の呼びかけで、私ども副長官を含めて閣議メンバーが募金に協力をしたという記憶もございます。

最後に、政府の一員であった一人として、心から御礼を申し上げたいと思います。今は亡き原理事長をはじめ、また引き継がれました村山総理、理事長はじめとして基金の関係の方々、あるいは評議員の方々とか、運営審議会委員の方々とか、いろんな方々の大変なご苦勞について、そういう言い方もできないくらい、本当にありがたく思っております。そのことを申し上げると同時に、この基金は国民のご理解、ご協力なしでは成り立たない、各方面においてご協力下さった多くの国民の方々に、厚く御礼を申し上げます。同時に、私は八年七カ月間にわたって副長官で、平成一五年九月まで小泉内閣の半ばまで副長官をやっておりましたが、やはり感じますことは、深い傷を負った方々は、償い金をやろうと医療福祉サービスをやろうとも、決して傷はなくなることはないということを忘れてはならないことです。また、そもそもこのような事業が必要になるような世の中には絶対にはならない、という思いを深くしたことを付け加えてさせていただきますと思います。